

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年3月24日(2011.3.24)

【公開番号】特開2009-242695(P2009-242695A)

【公開日】平成21年10月22日(2009.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2009-042

【出願番号】特願2008-93291(P2008-93291)

【国際特許分類】

C 08 L	53/00	(2006.01)
C 09 C	1/00	(2006.01)
C 09 C	3/10	(2006.01)
C 09 B	67/20	(2006.01)
C 09 B	67/46	(2006.01)
C 08 K	3/00	(2006.01)
C 08 K	5/00	(2006.01)
A 61 K	8/40	(2006.01)
A 61 K	8/02	(2006.01)

【F I】

C 08 L	53/00	
C 09 C	1/00	
C 09 C	3/10	
C 09 B	67/20	F
C 09 B	67/20	L
C 09 B	67/46	B
C 08 K	3/00	
C 08 K	5/00	
A 61 K	8/40	
A 61 K	8/02	

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月7日(2011.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

本発明で用いられるブロック共重合体における当該酸性硫酸エステル及び/又はスルホン酸化合物の含有量は、良好な分散安定性が発揮されるのであればよく、特に制限はないが、一般に前記構成単位(1)に含まれるアミノ基に対して、0.1~4.0モル当量程度、好ましくは0.2~2.0モル当量、より好ましくは0.5~1.0モル当量である。なお、酸性硫酸エステルとスルホン酸化合物とを併用する場合、これらを合計した含有量が上記範囲内にあればよい。